

平成30年6月

中札内村議会定例会会議録

平成30年6月4日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		町村議会議員研修会への参加について
日程第7		閉会中の所管事務調査について
日程第8		委員の派遣について
日程第9		村政・教育行政執行状況報告
日程第10	請願第1号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願
日程第11	陳情第1号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
日程第12	陳情第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書
日程第13	報告第3号	継続費繰越計算書について
日程第14	報告第4号	繰越明許費繰越計算書について
日程第15	報告第5号	事故繰越繰越計算書について
日程第16	議案第32号	中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第33号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第34号	中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第19	議案第35号	中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第36号	中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第37号	中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 2	議案第 3 8 号	財産の取得について
日程第 2 3	議案第 3 9 号	財産の購入について
日程第 2 4	議案第 4 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 5	議案第 4 1 号	平成 3 0 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 2 6	議案第 4 2 号	平成 3 0 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 2 7	議案第 4 3 号	平成 3 0 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 2 8	議案第 4 4 号	平成 3 0 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 2 9	議案第 4 5 号	平成 3 0 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 3 0	議案第 4 6 号	平成 3 0 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月中札内村議会定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と6番宮部議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
中井議会運営委員会委員長、よろしく願いをいたします。  
（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）
- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。  
平成30年度中札内村議会6月定例会について、5月28日、副村長及び総務課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、運営について協議を行いましたので、その内容をご報告いたします。  
今定例会への村長提案は、報告が3件、議案が26件であり、報告は継続費繰越計算書などの繰越計算書が3件で、議案については、新規条例制定が1件、条例改正が5件、財産の取得及び財産の購入、工事請負契約の締結が各1件、一般会計及び特別会計の補正予算が6件となっております。  
その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。  
また、会期中の6日に議決案件の工事入札が行われ、仮契約に至った場合は追加議案として提案されますが、これについては最終日11日に審議をお願いします。  
議会提案等では、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告、町村議会議員研修への参加計画、閉会中の所管事務調査通知、委員の派遣です。  
請願・陳情等につきましては、請願1件と陳情3件が提出されており、請願1件は所管の産業文教常任委員会に、陳情は2件を総務厚生常任委員会に付託を予定し、1件の陳情については資料配布といたしました。  
会期につきましては、本日から11日までの8日間です。  
一般質問は、3名から3問の質問が出ておりますが、11日最終日に行う予定であります。  
質の高い政策論議となりますようお願いいたします。

以上、協議内容についてご報告いたします。

○議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告は終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月11日までの8日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

### ◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告をお願いいたします。

北嶋産業文教常任委員会委員長から、平昌オリンピック応援・観戦事業派遣報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

北嶋産業文教常任委員会委員長、お願いをいたします。

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、平昌オリンピック応援・観戦事業報告をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

村が実施した平昌オリンピック応援・観戦事業に、私、産業文教常任委員長が村からの要請により、議会を代表して参加してまいりました。

派遣期間は、平成30年2月18日から22日の5日間で、派遣場所は、大韓民国、平昌オリンピック。

派遣の目的ですが、将来オリンピック出場の可能性をもつ中札内村の子ども達と一緒に世界最高峰レベルの競技を観戦し、その夢や目標を共有することにより、本村のスポーツ振興や教育的施策に議会としても積極的に参画していくことであります。

公募による参加者は中学生スケート部の生徒が6名、一般参加が1名であり、引率として事務局2名が随行し、計10名の派遣団での応援・観戦ツアーでした。

観戦では、世界トップレベルの選手の競技する姿を目にし、その盛り上がりを感じることができ、女子パシュート決勝では、皆が一体となり日本チームを応援し、大いに盛り上がる中、見事金メダルを獲得されました。

現場に居合わせることでできた中学生にとっては一生忘れることのできない瞬間であり、これからスピードスケートを続けていく糧となると思います。

中学生6名から、帰国後にツアー参加の報告がされ、「トップアスリートの滑りを見ることができ、これからの練習に生かされる。」「他国のマナーや常識を学ぶことができた。」「金メダルの瞬間は全員が喜びを共有し感動を分かち合うことができた。」「韓国と日本との文化の違いや韓国の歴史を学ぶことができた。」「将来の自分の姿はどんな姿でいられるのか、それを描くために何をすべきか楽しみになった。」などの感想が述べられていました。

短い期間ではありましたが、貴重な時間を過ごすことができたと思います。

派遣期間中は、大きなトラブルもなく無事に応援・派遣ツアーを終えて帰国しその責任を果たすことができました。

詳細につきましては報告書をご覧頂きたいと思いますが、今回のツアーを企画された村・教育委員会、そして私を団長として派遣決定してくださった村議会に感謝を申し上げるとともに、派遣で得た成果を教育的施策や村づくりの発展のため議会活動に活かしていくことを申し上げ、派遣報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

## ◎日程第6 町村議会議員研修会への参加について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第6、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

**○議会事務局長（大和田貢一君）** それでは、各議員研修会参加計画書についてご説明いたします。

赤ナンバー4番から6番が各参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー4番、北海道町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員と議会事務局2名の計9名で参加するものです。

期日は、平成30年7月3日・4日の2日間。

開催地は札幌市で、札幌市コンベンションセンターで開催予定でございます。

次に、赤ナンバー5番をご覧ください。

議会広報研修会参加計画書ですが、北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は、議会広報紙の編集技術向上と普及発展に資するためであり、参加者は議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものです。

期日は、平成30年8月21日・22日の2日間。

開催地は札幌市で、ポールスター札幌を会場として開催予定でございます。

次に、赤ナンバー6番をご覧ください。

十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として参加するものです。

目的は議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員7名と議会事務局2名の計9名で参加するものです。

期日は平成30年11月6日。

開催地は芽室町で開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** これで説明が終わりました。

お諮りをいたします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり、派遣承認することに決定をいたしました。

### ◎日程第7 閉会中の所管事務調査について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第7、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

**○議会事務局長（大和田貢一君）** それでは、所管事務調査通知書についてご説明いたします。

赤ナンバー7番から10番までが、所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー7番、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による調査で、会議規則第73条の規定により、両委員長から議長に通知を行なうものです。

調査の事項は両委員会による所管事務調査であり、目的は村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものであります。

方法は両委員会の合同調査であります。

期間は調査完了するまでとし、随行・説明は各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものです。

次に赤ナンバー8番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会による村内における農作物作況調査で、人員は委員会委員4名。

期日は平成30年9月上旬といたします。

また、この調査は農業委員会との合同調査を予定しております。

次に赤ナンバー9番の、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は、調査完了するまでであります。

次に赤ナンバー10番の所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は調査完了するまでであります。

以上で、各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり、承認することに決定をいたしました。

### ◎日程第8 委員の派遣について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、委員の派遣についてご説明いたします。

赤ナンバー11番が、委員派遣承認要求書でございます。

この委員派遣は、産業文教常任委員会による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、産業文教常任委員長から議長に要求があったものです。

調査の事項は、一つ目がバイオガスプラント事業視察調査であり、期日は明日、6月5日火曜日で、場所は十勝管内士幌町農業協同組合。

目的は今後村内でも導入が検討されているバイオガスプラント事業先進地視察調査を行なうものです。

派遣委員は、北嶋委員長他3名の全委員であります。

調査の事項二つ目は、音更町サッカー場視察調査であり、期日は、一つ目の調査と同日の明日6月5日で、場所は十勝管内音更町、音更町キックロスおとふけで、目的は人工芝によるサッカー場の管理運営状況視察調査を行なうものです。

派遣委員は、北嶋委員長他3名の全委員であります。

以上で、産業文教常任委員会の委員派遣承認要求書の説明といたします。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定によりこれを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、派遣承認要求書のとおり派遣承認することに決定をいたしました。

### ◎日程第9 村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第9、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたのでこれを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした新任職員等



研修会を4月20日に実施し、村内の施設見学と、私を含めた担当管理職等が講師となり、求められる職員像やまちづくり計画、重点施策について研修を行いました。

また、4月26日には、十勝定住自立圏広域研修で開催された接遇研修に参加しております。

新庁舎建設に伴う村民ワークショップを5月24日に開催し、新庁舎建設の概要について説明するとともに、村民から新庁舎建設に対する意見や要望をいただいております。

宅地分譲地の公売状況は、ときわ野第4次に3件の申し込みがあり、売買契約の締結を行っております。

分譲地の残り区画は、ときわ野第4次16区画となっております。

次に、企画財政グループについてですが、指定金融機関について、今年の2月末に村の指定金融機関である中札内村農業協同組合より指定解除の申し出がありました。

現在の低金利の金融情勢下において現契約内容と実態の乖離が生じ、職員の派遣など公金出納事務取扱に係る経費負担が困難となることから、契約継続に向けて協議を続けてまいりました。

職員の派遣に要する費用の一部負担、口座振替手数料の引き上げなど、村が一定の負担をし、今後も引き続き指定金融機関として公金出納事務を担っていただくことで協議が整いましたので、関係予算を本定例会に補正予算として提案させていただきます。

第1回行政区長会議を4月13日に開催し、平成30年度村政執行の基本方針や予算概要、新庁舎建設などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

地方創生の取り組みでは、ふるさと納税の更なる促進のため、6月から新たに二つのポータルサイトの利用を開始いたします。

また、寄附者に対し寄附金の使途をより解りやすく示すため、寄附金を受け入れる基金を絞り、あらかじめ明示することとし、関連する補正予算を本定例会に提案しております。

また、川越市丸広百貨店のアンテナショップ終了後の地場産品の販路・消費拡大の取り組みとして、5月23日から28日にかけて開催された川越市丸広百貨店の北海道物産展に村内事業者の商品を出展しております。

今後、秋の物産展に事業者が参加できるよう調整を行ってまいります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、衛生関係では、5月15日に実施したクリーン中札内、空き缶等回収活動にスポーツ少年団を含む106名の村民の皆さんに参加いただき、中札内地域については道道中札内インター線及び東4線道路など、上札内地域については道道清水・大樹線で実施しております。

また、この取り組みにあわせて行政区や村内事業所等で自主的な清掃活動にご協力をいただいております。

また、4月と5月の2回、飼い犬の狂犬病予防接種を村内21カ所で実施し、163頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、従来の介護予防教室を充実し、平成30年度より取り組む地域まるごと元気アッププログラム（通称：まる元）は、初回開催の4月17日以降、上札内交流館と保健センターを会場に毎週火曜日の定例で開催しております。

5月現在の登録者は、上札内の初級クラスが16名、中札内の初級クラスが19名、中級

クラスが25名で、毎回延べ50名程度の方が開始前の健康チェックを受けた後、椅子に座った状態で手や頭を使う運動や柔らかいボールを使った運動などに、楽しみながら参加いただいております。

次に、保健グループについてですが、各種健診では、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの申し込みを5月18日まで受け付け、延べ268名の申し込みを受けております。

巡回健診は、6月7日から11日まで上札内交流館と保健センターの2会場で予定しており、健診後の結果から疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

脳ドックについては、今年度の定員枠35名による受付を、5月7日から開始しております。

村民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的に進めております七色献立プロジェクトですが、今年度の新たな取り組みとして「タニタ式健康ポイントスタート事業」を8月より開始いたします。

この事業は、株式会社タニタヘルスリンクの健康プログラムに連動する形で、日々の歩数計測のほか、健康診断の受診、健康づくりに関わるイベントへ参加した際に、健康ポイントを加算し貯めていただくことで、村民の皆さんに楽しんで継続してもらえる全村的な取り組みになるよう、初年度におきましては参加費を無料とする形で準備を進めております。

次に、保育園関係についてですが、中札内きらきら保育園は4月2日に入園式を行い、園児124名、上札内保育園は園児7名で新年度を迎えました。

子育て支援として実施いたします保育料の負担軽減は、両保育園に入園した131名の園児の内、第3子以降及び3歳未満の第2子無償化による全額軽減が35名、第2子に係る半額軽減が38名、ひとり親家庭等による軽減が9名で、合わせて82名分の保育料に換算しまして、年額で1,578万3,000円を軽減しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、3月の大雪による農作業の遅れが懸念されたところですが、その後は良好な天候が続き融雪も進んだことから、順調なスタートとなりました。

4月上旬に雨や雪の降る日もありましたが、4月下旬は比較的天候に恵まれ、順調な生育となっております。

小麦においては平年と比較して順調に生育が進んでいる状況にあるほか、その他作物もおおむね順調な生育となっております。

今後も好天に期待し、順調な生育を願っているところです。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、食の応援団のお店スタンプラリーを5月から9月までの期間で実施しております。

村営牧場の夏期放牧を5月22日から実施し、昨年よりも125頭多い、1,048頭を受け入れております。

大規模草地育成牧場の運営管理につきましては、中札内村農業協同組合から指定管理委託の取り消し申し出があったところですが、農協と協議を重ね、3月30日付で取り消し通知の提出があり、4月1日付で中札内村大規模草地育成牧場の管理に関する基本協定書の内容を一部変更し、指定管理期間を平成30年冬期舎飼前までとする協定書を締結したところです。

現在、冬期舎飼以降の新たな管理運営体制について、酪農家の皆さんと協議を行っており、

移行によって牧場運営に支障が出ないよう、準備を進めてまいります。

なお、3月定例会において飼料保管庫の新設に向け設計委託費を計上し、予算を繰り越したところですが、資材の高騰及び建設予定地の地盤状況が悪いことから建設費が高額となり、酪農家の皆さんとの協議の中で、ほかの方法を検討した結果、ラッピングによる保管も可能であることから、本定例会の補正予算にラップマシンの購入経費を計上しております。

また、指定管理委託料の中で予算計上しています発情検知器については、指定管理者が変更になることから、村の備品として購入することとし、本定例会の補正予算において委託料から備品購入費へ予算の組み替えを行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽4.66ヘクタールを完了し、下刈14.36ヘクタールの発注を行っております。

商工関係では、今年度から創設したまちなかにぎわいづくり事業補助金について、空き店舗改修事業で2件の申請があり、補助金の交付決定をしております。

また、現在、新規店舗施設整備事業の相談を受け、補助金の活用が検討されていることから、本定例会で補助金増額の補正予算を計上しております。

観光関係では、札内川園地については4月28日に関係者による安全祈願祭を行い、オープンしております。

また、バンガローエリアの安全対策について、国の自然環境整備事業補助金を活用し、防護フェンスの設置工事を予定しておりますが、補助金交付決定が7月ごろになる見込みであり、交付決定後の事業着手になることから、当面は昨年同様に簡易ネットを設置して安全対策を図ってまいります。

また、桜六花公園では、桜の開花に合わせて5月3日から6日までの期間で、ランチボックスを提供する桜カフェを開催し、7日、8日の2日間は夜間のライトアップと軽食の提供を行いました。

期間中、3日から6日までの4日間は役場前と会場を結ぶ無料送迎車両も運行し、多くの方に来場をいただいております。

道の駅では、物産販売店舗が4月1日からオープンしております。

4月の集客数及び売上額は前年を若干下回ったものの、4月21日、22日にはテナント会による道の駅感謝祭を開催し、観光PRに努めており、ゴールデンウィーク期間中も多くの方に来場をいただきました。

また、日本ハムファイターズ及びシーニックバイウェイ北海道と連携し、4月より、ファイターズコラボ道の駅として限定グッズの販売やスタンプラリー、フォトパネルの展示なども行っており、道の駅の集客と魅力向上に努めております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励で1件の補助金を交付し、民間賃貸住宅家賃助成では、4月1日現在で60件の継続認定を行うとともに、新規対象者の受付を随時行っております。

村営住宅関係では、公募住宅で1件、随時募集住宅で4件の入居を決定しております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の共用を開始するとともに、適正な維持管理に努めております。

また、今後の公園のあり方について検討するため、5月25日までを期日として公園利活用検討委員の募集を行い、4名の応募をいただいております。

道路維持関係では、道路路面清掃が終了し、管渠清掃や舗装等の補修については随時作業

を行っております。

工事等の発注関係では、村道区画線設置工事、堆肥化处理施設発酵施設修繕工事、東公園遊水路撤去工事などの発注を終えております。

中札内団地ストック改善工事につきましては、議決案件として、本定例会に議案を提出しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、高橋教育長におかれましては、初めての議会でございますので、前段に挨拶をいただいて、その後、教育行政執行状況報告をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、高橋教育長、ご紹介をいたします。

（高橋雅人教育長登壇）

**○教育長（高橋雅人君）** 教育行政執行状況報告に入る前に、教育長に就任後、初めての議会となりますので、若干の時間をお許しいただき、ご挨拶をさせていただきます。

平成27年3月に、私の赴任校の異動がきっかけで一家転住となり、本村に移住してまいりました。

当初、帯広市内に住宅を探しておりましたが、知人からの勧めがあり、また、何より国道から広がる日高山脈の景色に感動し移住を決めた次第です。

本村での生活も4年目に入りましたが、年間を通して日照時間が長い、いわゆる十勝晴れの暮らしでは、四季折々の自然の素晴らしさに加え、晴れ渡る風景に見守られる生活が、日々清々しい気分にしてくれる心地よさを感じております。

就任以来、およそ半月が瞬く間に過ぎました。

村長をはじめとして、役場職員の皆さん、特に教育委員会職員の皆さんには、教育行政に不案内な私に対し温かいご配慮をいただき、とても感謝しております。

専ら私学教育の分野で学校管理職に就いてきましたが、教育行政の視点に立ち学校教育や社会教育の現場に改めて臨み、今更ながら教育長としての重責を痛感しております。

まだ日が浅いこともありますが、子どもたちの進路実現や英語教育、国際理解教育など、これまでの教職経験を活かしつつも、焦ることなく中札内村の諸活動や、教育を取り巻く現状や課題をしっかりと見据えてゆきたいと思います。

願わくば、全国の人たちに本村の魅力を誇り高く伝えてゆけるように、住んでみたいまちづくり、住んでよかったまちづくりを支えることのできる教育実践を目指し、一意専心の思いで職務に当たる決意でございます。

村議会議員の皆さま、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

それでは、定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、本村の教育・文化の振興に関する総合的な施策と方針を定めた第2次中札内村教育大綱を策定し、パブリックコメントを終えました。

対象期間はまちづくり計画と同様に、平成30年度から平成33年度までの4年間としております。

次に、新年度各小・中学校の状況であります。平成30年度学校別児童生徒数は、中札内小学校が13学級211人で、前年比11人の増加、上札内小学校が5学級14人で前年比増減なし、中札内中学校が6学級98人で前年比9人の増加で、新入学児童46人、生徒36人を迎え、4月9日に入学式を行いました。

中札内小学校は45人の新入学児となり、10年振りの2学級スタートになりました。

また、教職員は新たに16人を迎え入れ、平成30年度の学校教育活動を開始しております。

経済的理由によって、高等学校に修学することが困難と認められる生徒の保護者に対して、通学費や下宿代の一部を助成しようと、今年度から実施する通学費等助成事業は、これまで1件の申請があり、4月に開催した教育委員会会議において承認をしております。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月17日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語・算数と3年に1回行われる理科の3科目を実施しております。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上サポート委員会で、分析・考察し、概要と学校・家庭・地域で取り組むことをまとめ、公表するとともに、授業の改善や家庭教育の充実に向けた取り組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上を図っていきます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)については、4月に小中学校長から委員の推薦を受け、5月9日に第1回中札内村地域協働型学校づくり協議会の場で委員を委嘱し、2年目の活動をスタートしました。

協議会では、昨年作成したアクションプランの普及・啓発の取り組みや実行について協議を行い、見守り活動などの学校支援ボランティアの登録拡大及び各学校部会の活動を推進することと、本年度の各学校経営方針の承認を行いました。

次に、社会教育の状況ですが、ポロシリ大学は、新入生二人を迎え、学生数75人で4月13日に入学式を行い、定例授業やクラブ活動を始めております。

アート事業についてですが、昨年度までの美術に音楽を加えた事業を推進します。

4月25日に連携する武蔵野美術大学と昭和音楽大学の関係者と打ち合わせを行い、音楽・アートの力で『花と緑とアートの村』推進プロジェクト計画を始動いたしました。

地元の音楽家などの発表の場の提供や参加型のイベントを行うなかさつない音まちプロジェクトは、6月10日から『花と絵のある音楽祭』と題した公演を定期的で開催し、8月には両大学の学生を小・中学校に招いた授業やワークショップを行い、音楽・絵画の楽しさを感じてもらい取り組みを推進します。

中札内村民プールは、5月26日にオープン、27日までの両日を無料開放し、6月から8月まで、一般向け・子ども向けの水泳教室や水中エクササイズを6講座で延べ24回実施します。

今年度も多くの皆さまにプールを利用していただき、水泳の上達、体力・健康の増進につながることを期待しております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長(高橋和雄君) これで各執行状況の報告を終わります。

**◎日程第10 請願第1号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願**

○議長(高橋和雄君) 日程第10、請願第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願についてを議

題にいたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査は、会期中に終了し報告をお願いいたします。

**◎日程第11 陳情第1号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書**

**◎日程第12 陳情第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書**

**○議長（高橋和雄君）** この際、日程第11、陳情第1号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書、日程第12、陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっております陳情第1号と陳情第2号の2件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査は、会期中に終了し報告をお願いいたします。

**◎日程第13 報告第3号 継続費繰越計算書について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第13、報告第3号、継続費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第145条の第1項の規定に基づき報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年度から実施しております、戸蔭大橋災害復旧事業について、継続費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** それでは補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

**○総務課長（川尻年和君）** 報告第3号、継続費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

平成29年度当初予算で、平成30年度までの継続費の設定を行いました。

戸蔭大橋災害復旧事業について、3月定例会において議決をいただいている補正予算で、工事の進捗状況に合わせて年割額を変更しており、平成29年度の支出額が確定したため、平成29年度年割額のうち残額747万7,000円を平成30年度に定時繰り越すものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

報告第3号、継続費繰越計算書については、報告済みとさせていただきます。

◎日程第14 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

◎日程第15 報告第5号 事故繰越繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第14、報告第4号、繰越明許費繰越計算書について、日程第15、報告第5号、事故繰越繰越計算書についての2件を議題にいたします。

地方自治法施行令第146条第2項及び150条第3項の規定に基づき、2件の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

初めに、報告第4号、繰越明許費繰越計算書ですが、平成29年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号、事故繰越繰越計算書ですが、平成29年度に補正予算計上しました事業について、年度内の事業完了が困難となったことから、事故繰越繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書及び報告第5号、事故繰越繰越計算書について補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

最初に、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてですが、平成29年度に繰越明許費の設定を行いました。

2款総務費の新庁舎建設基本設計委託事業と、6款農林業費の飼料保管庫設計委託事業の2件について、合計2,009万2,000円を平成30年度へ繰り越ししております。

次に、議案書の6ページをお開きください。

報告第5号、事故繰越繰越計算書についてですが、まず、事故繰越であります。あらかじめ繰り越しを予想していなかったものの避けることのできない事故等のために、年度内に支出が終わらない場合に行うもので、6款農林業費の産地パワーアップ事業については、導入する農業機械が海外からの輸入品であるため、納品に時間を要することから、年度内の事業完了ができなくなり、事故繰越を行うものであります。

また、同じく農林業費の担い手確保経営強化支援事業については、導入する農業機械の一部が受注生産のため、製造に時間を要することから、年度内の事業完了ができなくなり、事故繰越をするものであります。

なお、いずれの補助金においても、事業完了期限の延長について、北海道の承認を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

報告第4号、繰越明許費繰越計算書について及び報告第5号、事故繰越繰越計算書についての2件は報告済みとさせていただきます。

◎日程第16 議案第32号 中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第32号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年4月1日に国で施行された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」において、放課後児童支援員として有効な資格の明確化並びに実務経験がある者への対象枠の拡大が図られたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、国の基本省令にも準じたもので、職員の資格に関する2点の改正となります。

まず1点目は、放課後児童支援員の資格の明確化です。

現行、改正前の条例第10号第3項第4号では、学校教育法による各学校の教諭となる資格を有する者と規定しておりますが、教員免許状を所有していても、更新を受けていない事例があり、取扱いを明確にする必要があることから、改正後に記載する教育職員免許法第4条による免許状を有する者の文言に改正するものであります。

2点目は、新たに追加となる放課後児童支援員の資格要件の拡大についてであります。

これは、平成29年において、国が地方からの提案を受け、昨年12月にその対応方針が閣議決定されたもので、条例第10条第3項に第10号を新たに設け、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、村長が適当と認めた者の条文を追加いたします。

なお、附則のとおり、改正後の条例は公布の日より施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。  
議案第32号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
議案第32号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第17 議案第33号 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第17、議案第33号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年4月1日に国で施行された「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」において、国が定める教育標準時間認定、1号認定の保育料負担上限基準額が減額改正されたことに伴い、本村の保育料が国の上限額を超えており保育料徴収基準額表を調整する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長(高島啓至君) それでは、補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー12番、議案関係資料により説明いたします。

資料の2ページ並びに3ページの新旧対照表をご参照願います。

提案の趣旨でもありましたが、国が定める教育標準時間、1号認定の子どもに係る保育料の負担上限額がこれまでの1万4,100円から1万100円に減額され、この上限額をもとに設定する本村の現行保険料1万1,200円がこの額を超えているため、条例中、保育料徴収基準額表の一部を改正します。

なお、本村におきましては、1号認定の教育標準時間と2号認定、3歳以上児の保育短時間の保育料を同額としていることから、2号認定の保育標準時間並びに保育短時間の保育料も併せて調整いたします。

具体的には、現行の保育料徴収額表による1号認定の保育料は、2号認定の保育短時間と同様に、保育標準時間の保育料をベースとし、7割の額で算定しております。

２ページ、資料中段の改正内容に記載しておりますが、今回対象となる第４階層、保育標準時間の１万６，０００円を１万４，０００円まで引き下げることと合わせ、２号認定の保育料短時間と１号認定教育標準時間の額を１万１，２００円から９，８００円まで引き下げること、国の上限額である１万１００円の基準を満たすこととなります。

以上で、今回の改正点の説明を終わりますが、附則のとおり、この条例の一部改正は公布の日より施行とし、平成３０年４月１日から適用いたします。

また、この改正に該当する対象者は、２号認定の保育標準時間が１２人、２号認定の保育短時間が５人、１号認定がお一人で、それぞれ４月分の保育料まで遡及し、適用いたします。

なお、今回の改正内容につきましては、過日、開催されました中札内村子ども子育て会議において説明させていただき、承認が得られておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第３３号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第３３号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３３号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

## **◎日程第１８ 議案第３４号 中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第１８、議案第３４号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、平成３０年４月１日より指定居宅介護支援事業者に係る指定権限が都道府県から市町村へ移譲することが規定されたことに伴い、新たに介護保険法に基づく条例として制定するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いをいたします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー５番、議案に基づいて説明させていただきます。

議案の１２ページをお開きください。

提案の趣旨にもありましたが、本条例は法の規定により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が北海道から移譲されたことに伴い、介護保険法に基づいた基準条例として新たに制定するものであります。

まず、第１章総則では、第３条で指定居宅介護支援の事業並びに事業者に係る方針を。

１３ページ、第４条では、事業者として申請できる者は法人であることを定めております。

次に、第２章人員に関する基準では、第５条で従業者数を、その下、第６条では管理者の設置について定めております。

第３章運営に関する基準では、第７条で利用者や家族に対して行うべき手続きや内容の説明と同意を、１４ページ下段の第８条から１５ページ下段以降の第１４条までは、事業者に係る取り決め事項を、１６ページの第１５条、１６条は、指定居宅介護支援の取扱い方針を定めるほか、少し飛びますが、１９ページ下段、第１７条から、２２ページ３２条までは、報告・通知・秘密の保持など主に事業者の責務等を定めるものであります。

次に、２３ページ中段以降、附則１の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用します。

なお、但し書きの第１６条第２０項の規定につきましては、居宅サービス計画に規定回数以上の訪問介護を位置付けする際は、サービス計画に理由の記載と村への届け出を必要としており、国の省令に合わせ、平成３０年１０月１日からの施行となります。

また、附則２、経過措置ですが、この条例において管理者の資格要件を主任介護支援専門員と謳っておりますが、平成３３年３月３１日までは、介護支援専門員を管理者に置くことを可能とするものであります。

最後に、附則３、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準を定める条例施行規則の一部改正につきましては、これまで国の省令を根拠法令としていた関係条文を、本村の条例に置き換えるものとなります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第３４号に対する質疑を行いたいと思います。

３番黒田議員。

**○３番（黒田和弘君）** ちょっと１点お聞きをいたします。

この条例については、制定条例というのかな、新たに条例を起こす条例なのですが、公布の日から施行をして、３０年４月１日から遡って適用するというこの辺が、ちょっと理解できないのですが、提案の趣旨にもありましたように、今年の４月から支援事業者の指定等が都道府県から市町村に移譲されることになったと。

恐らくは、とりあえず本村についてはこれに該当するものがないというふうに理解するのですが、他の町村においては、当然遡った形でなくて、３月の議会に、４月から適用ということなので、３月の議会で制定する議案を出して、それぞれ条例化を諮っているのです

が、なぜ3月議会にやらないで今議会に提案をして、該当がないとして、4月1日に遡った形で条例制定がされているのですが、この制定条例にはとりあえず該当しないから問題はないというふうに思うのですが、今後、制定条例等々がいろんな面に出てくると思いますので、その辺については、安易な形でなくて、やはり他の町村と同じような3月議会、4月から適用ですから3月議会に提案をして条例化を諮っていくべきでないのかなというふうに思うのですが、そこら辺の考え方等々について、これは福祉課が担当です。

その辺の見解について答弁をいただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** ただいま黒田議員がおっしゃられたことは最もだと思っております。

実を申しますと、年度末の段階で、早急につくれという指示が実は国なり道からありました。

ただ、3月議会にちょっと中札内村については間に合わないということで報告をさせていただいております。

なぜかと申しますと、前段では、北海道の条例を基準として、市町村がそれを引用できるという言い方がされていまして、あわててやって間違いがあってはいけないということで先延ばしをさせていただいたところであります。

その段階では、細部がまだ詰まっていないという情報もありましたので、中札内については、ほかの町村やっている中、ちょっと置いてきぼりを食った形になりましたけれども、ちょっと安全にということで延ばさせていただいたのと、事業者が民間でないというのも、先ほどおっしゃられていましたけれども、それもあつて延ばしてしまいました。

今後については、早急に、ほかの町村に準じた形で進めていきたいと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** それでは、質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号、中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

1時間を過ぎてしまいました。

15分ほど休みたいと思います。

25分から再開をさせていただきます。

休憩 午前11時08分  
再開 午前11時24分

○議長（高橋和雄君） それでは、揃いましたので、引き続き会議を開きたいと思います。大変申し訳ございません。今日は暑いので、上着を脱いで結構ですので、それぞれ対応していただきたいというふうに思います。それでは、会議を続けさせていただきます。

◎日程第19 議案第35号 中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第19、議案第35号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。  
森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年4月1日に国で施行された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う関係省令の一部改正により、「共生型地域密着型サービス」が創設されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番、議案関係資料に基づいて説明いたします。

5ページ、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正につきましては、基準を定めます国の関係省令の一部改正に伴うもので、大きくは共生型地域密着型サービスの創設による文言の追加と、介護保険法の条項移行に伴い、条例に引用する条項や文言修正などを併せて行うものであります。

はじめに、共生型地域密着型サービスの創設について補足いたしますが、これは高齢者や障がい者が同一の事業所において、サービスを受けやすくするため位置づけされたもので、これまで介護保険または障害福祉のいずれかの制度によるサービス事業所として指定を受けている場合、もう一方の制度による事業所の指定を受けやすくする特例として新たに設けられたものであります。

まず、ページ上段、第1条ですが、条文に共生型地域密着型サービスの事業に係る及び指定地域密着型サービスの事業に係るの文言を付け加えることで、条文中の介護保険法各条項を事業種別ごとに区分しております。

また、介護保険法第78条の2の2、第1項は、先ほど補足解説いたしました共生型地域密着型サービス事業者の特例を謳っており、同法第78条の2、第1項及び第4項、第

1号は、指定地域密着型サービス事業者の指定を謳うものですが、本条例の趣旨に関係した介護保険法の条項として追加を行うものです。

次に、ページ中段の第2条では、第3号を追加し、共生型地域密着型サービスを謳う条文となりますが、新たに設けられる特例に係る申請と、市町村が指定する地域密着型サービス事業者を規定するものであります。

その下、第6条では、下線の介護保険法第5条の2を第5条の2第1項に改めるほか、生活機能の維持または向上を目指しの文言を条文に追加し、目的をより具体化させ、記述するものであります。

ページ下段、第8条から、6ページの第10条の下線部分の改正は、介護保険法から引用している条項のずれを修正するものであります。

最後に、7ページ、第12条は、国における名称変更に伴った改正となりますが、現行の名称によるサービス内容がイメージし難いことから、改正前、下線の指定複合型サービスを指定看護小規模多機能型居宅介護に改めるものであります。

また、改正後の条文中、介護保険法施行規則第17条の12に規定するこの内容は、訪問介護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスとして謳われておりますので、補足いたします。

なお、附則のとおり、この一部改正は公布の日より施行し、平成30年4月1日より適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、中札内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第20 議案第36号 中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第20、議案第36号、中札内村指定地域密着型介護予防サー

ビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年4月1日に国で施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において介護保険法が一部改正され、引用する条項にずれが生じていることから、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓至君）** 補足説明いたします。

同じく黒ナンバー12番、議案関係資料8ページ、新旧対照表をお開きください。

提案の趣旨でもありましたが、今回の条例改正につきましては、介護保険法により条項の移行により、条例に引用する条項の修正のみを行うものであります。

まず、ページ上段、第2条第1号は、下線の第8条の2第14項を、同じく第12項に改めるもので、内容は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者を謳っており、要支援者を対象としたデイサービスのほか、村で例えますと、いちげ荘が行う認知症対応型共同生活介護などの事業を指しております。

次に、ページ中段、第4条は、下線の第5条の2を第5条の2第1項に改めるもので、この条文は、記憶機能や認知機能の低下など認知症の状態を謳っているものであります。

最後に、ページ下段、第6条では、下線の第8条の2第17項を、同じく第15項に改めますが、この条文は、要支援者である認知症の方が共同生活する場所を謳ったものとなっております。

附則のとおり、この一部改正は公布の日より施行し、平成30年4月1日より適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第36号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 内容が分かりにくくて的確な質問ではないかもしれませんが、この改正によって、介護保険を使っている利用者が本村にもいるかと思うのですが、これによって、その利用内容が変わるといような内容、例えば、具体的に今までこうであったのだけれど、このように変わるとかというそういうような例がありましたら教えていただければというように思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 大変失礼なのですが、冒頭にも説明させていただいたのですが、介護保険法の条項の移行に合わせて条例を移行するだけなので、この一部改正に合わせて新たに何かができるのか、そういうものはございません。

○議長（高橋和雄君） そのほか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わらせていただきます。  
議案第36号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

議案第36号、中札内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第37号 中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第21、議案第37号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年4月1日に国で施行された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う関係省令の一部改正により、「運営にあたっての連携事業者の追加」並びに「主治医等への利用者情報の提供」等が明示されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） 補足説明させていただきます。

同じく議案関係資料に基づき説明いたします。

9ページ、新旧対照表をお開き願います。

今回の条例改正は、基準を定めます国の関係省令の一部改正に伴うもので、条文の追加、修正、削除と追加に伴う条項の繰り下げを併せて行うものであります。

はじめに、第3条第3項は、下線の介護保険法第8条の2第18項を、8条の2第16



項に改めますが、引用する条項の誤りを修正するものであります。

同じく、ページ中段の第4項では、事業運営に当たり、連携に努めなければならない事業者として、障がい者に係る相談支援事業者を新たに条文に追加するものであります。

次に、ページ下段の第6条第2項では、利用者の希望に合った事業者が選択できるよう、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介要求を可能とする内容を条文に盛り込むものであります。

10ページ、第6条第3項は、前文を新たに追加するものですが、連携調整を密にするため、利用者の入院の際に、指定介護予防支援事業者の担当職員の氏名、連絡先を病院側へ伝えていただくよう、本人や家族へ周知する旨の条文を設けております。

なお、第3項の追加により、改正前の第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げし、条文内で引用している条項も併せて繰り下げいたします。

次に、ページ下段、第11条では、下線部分のつなぎの文言のみを、及び、またはに修正し、条文の整理を行うものであります。

次に、11ページ、第30条、各号の下線部分は、この後説明いたします第32条に規定する号の追加によるもので、改正後は1号ずつ繰り下げいたします。

次に、ページ中段の第32条第9号では、サービス担当者会議への本人、家族の参加を基本とする内容を条文に追加するものであります。

同じく、ページ下段から12ページにかけての改正後、第12号は、新たに条文を追加いたしますが、指定介護予防支援事業所の担当職員は、サービス計画に位置付けした事業者に対し、介護予防訪問介護計画書の提出を求める旨の条文を加えるものであります。

これに伴い、改正前の第12号以降、第26号までの号数を1号ずつ繰り下げ、条文に引用する号数も繰り下げとなります。

また、改正後の第13号では、介護予防訪問介護計画を、介護予防訪問看護計画書に改めるほか、介護予防による訪問介護、要支援者に係るホームヘルプサービスのことを指しますが、これが相互事業へ移行したため、関係する改正前の括弧書きの文言を削除するものであります。

同じく、ページ中段の改正後、第14号の2は、前文を追加するものですが、サービス利用者の状態や必要に応じて利用者の同意を得た上で、医師等への情報提供を行う旨を謳った条文となります。

同じく、ページ下段の第16号イは、介護予防による通所介護、これにつきましては要支援者に係るデイサービスを指しますが、これが相互事業へ移行したことから、改正前の下線の文言を削除するものであります。

次に、13ページ中段、改正後の第21号の2は、前文を追加いたしますが、第21号にあります医療系サービスを利用する際は、主治医等へ介護予防サービス計画を交付する旨を謳った条文となります。

同じく、ページ下段の第28号、こちらも新たに追加する条文ですが、関係者並びに関係機関で構成される会議から、検討に必要な資料、情報提供など要請があった際には、これに応じるよう努力義務を謳った条文となります。

附則のとおり、この一部改正は公布の日より施行し、30年4月1日より適用いたします。

以上で補足を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第37号に対する質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
議案第37号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) ないようですので、討論を終わります。  
議案第37号、中札内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第22 議案第38号 財産の取得について

○議長(高橋和雄君) 日程第22、議案第38号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。  
森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。  
ただいま議題に供されました財産取得の提案の趣旨についてご説明申し上げます。  
本案件は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地の東側残地、6,201.71平方メートルを鳥倉雅人様から979万8,701円で購入しようとするものであります。  
詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長(川尻年和君) 議案第38号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案32ページと併せて、黒ナンバー12番の議案関係資料14ページをお開きいただきたいと思っております。

今回取得する土地は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地に隣接する東側残地の畑でございます。

常盤基線246番4ほか8筆、合計6,201.71平方メートルでございます。

土地の取得予定価格は、平成28年3月に購入した売買事例の取得価格と同様に、10アール当たり158万円で算定し、取得予定価格979万8,701円で、鳥倉雅人氏から購入を取り進めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第38号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今回取得をされる土地については分かりました。

それで、今後この土地をどのように活用していくのかということですね。

第4次分譲地の横ですから、分譲地にするのか。

するとしたら、例えば、どれだけの区画面積で何区画分譲をしようとしているか。

それとあともう1点、あそこは本当に、道路を挟んで隣が鶏を飼っている事業所があるために、臭いなどが気になるのかなと思いますけれども、例えば、分譲するとしたら、そういったことの対策をどのように考えているのか。

その点についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず活用方法なのですが、今のところまで、こういったという方法はございませんが、現在、昨年もそうなのですが、ひまわりを植えて景観に配慮したような形でやっております。

今年度についても、ひまわりを植えて活用しておりますけれども、今の方法としましては、普通財産として所持していく予定でございます。

いわゆる景観に配慮した形でやっていくということです。

今後、協議して、今の第4次分譲地の売れ行きが16戸、現在残っています。

そういうことも勘案しながら、今後、検討した後に、もしかしたらそういう売買とかそういうことも出てくるかもしれませんが、今現在ではそういった活用方法を検討しているところです。

あと、臭い対策というか、そういったことも含めて、基線道路際にそういったような形のニオイヒバとかそういう樹木の植栽も今後考えていきたいなというような方法であります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 取得して目的はまだはっきりしていないということもありますけれど、今、第4次分譲地、先ほどの村長の執行報告の中にもありましたように、14区画残っているというようなことなのですが、第3次分譲地とかその前の分譲地については、比較的早い段階で販売が終わったかなというように感じておりましたけれども、この第4次分譲地については、ちょっとどういう状況にあるのか。

比較的緩やかな販売状況なのか。

今後についてもちょっと、どのような見通しを立てているのか。

その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 平成28年の11月から、この第4次分譲地を販売しておりますけれども、30区画、当時分譲して、今14区画売れていると。

約1年半経って14区画売れている。

そういう状況です。

すでにPRというのですか、勝毎とかそういったような形でPRを掲載しておりますけれども、そういった周知方法をして販売の向上というような形も取り進めていきますし、

道外の移住者も含めたそういったPR活動もやって、今後もそういった販売向上のPRを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 状況については理解をいたしました。

この位置図の取得地を見ますと、十分に分譲宅地かな、取れるような大きさにもなっています。

今、意見出ましたように、臭い対策もあるわけで、今の段階ではきちっと決まっていないうことなのですが、基線に村の暴風保安林もありますよね。

こっちがチョウセンゴヨウだったかな、林体の幅の半分が生えていて、年々大きくなる状況にもあるわけですね。

そこら辺で、実態として臭いがどういう状況下にあるのか。

あるいはまた、その木の成長によって今後どういうふうな臭いが軽減されるのか。

その辺のまず実態を押さえる中で、やはり最終的にはときわ野団地内の区民の方かな、そこら辺の臭いすれば臭いということにもなりますし、臭いがあまり出ないのであれば、この土地結構分譲地として効果的な、売れるような状況の財産でもありますから、その辺の今後、十分に捉える中で、方針を決めていってほしいなという私の意見です。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 議案第39号 財産の購入について

○議長（高橋和雄君） 日程第23、議案第39号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、システム洗浄機一式を購入するもので、5月30日に指名競争入札を行った結果、1,566万円で日本調理機株式会社北海道支店が落札しましたので、売買契約を締結

しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第39号、財産の購入について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料15ページをお開きいただきたいと思います。

本案件の共同調理場システム洗浄機購入業務は、学校給食共同調理場におけるシステム洗浄機を購入するものであります。

当業務は、6社により指名競争入札を行い、日本調理機株式会社北海道支店が落札し、予定価格1,648万800円に対し、最低価格は1,566万円で落札率は95.01%であります。

この契約には、既存の洗浄機の撤去及び処分費も含まれております。

なお、16ページから19ページまで、仕様書及び図面を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第39号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

12時になりますので、午前中の審議を終了させていただきます。

午後1時から再開させてください。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 1時を過ぎましたので、午前中に引き続き会議を開きたいと思っております。

定例会本会議を続けさせていただきます。

## ◎日程第24 議案第40号 工事請負契約の締結について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第24、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内団地ストック改善工事を平成30年までの工期で実施しようとするもので、5月30日に指名競争入札を行った結果、6,853万6,800円で岡田建設株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

**○総務課長（川尻年和君）** 議案第40号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料20ページをお開きください。

中札内団地ストック改善工事ですが、工事請負計画の締結について記載しております。

中札内団地ストック改善工事は、7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、岡田建設株式会社で、予定価格7,435万8,000円に対して、6,853万6,800円で、落札率は92.17%です。

また、2番札は6,863万4,000円でありました。

工事の概要については、中札内団地4号棟及び8号棟から10号棟において、外壁及び屋根の長寿命化改修、内部居住性向上改善であります。

なお、21ページから23ページまで、配置図及び平面図、立面図を添付していますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 若干お聞きをいたします。

公営住宅改修事業ということで、当初予算では1億5,811万2,000円という当初予算の額ですが、ここの中札内団地のこの改修についてのその当初の予算額を改めて教えていただきたいなというふうに思います。

併せて、事業の関係については、今もあったように、外壁及び屋根ということですが。

それと内部居住ということですが、当初予算では玄関ドア、給湯ボイラー、換気設備、ユニットバスの交換ということで説明があったかなというふうに思うのですが、そこら辺については、今申し上げた向上改善について、同じなのか、また、別なものがあるか。

その辺を確認させていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** それでは、まず1点目の中札内団地の当初の予算額でございますが、当初は7,635万6,000円を予定しております。

次に2点目です。

改修の内容ですが、少し細かいですが、一つずつ説明したいと思います。

屋根の塗装、樹脂建具、給湯ボイラー、ユニットバス、洗面化粧台、レジスター、サッシ内窓の修繕、台所で流し台、コンロ台、棚、レンジフード、あとは和室を洋室への改修をいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 改修内容分かりました。

それとあと、工期が12月10日ということで、ちょっと長いのですが、長いことはいのだけれども、泉団地もそうでしたが、お年寄りなんか内部改修するということになるとどこかに引っ越しするのですよね。

そうすると、寒くなるとまた入る時点で寒い時期、非常に大変だという声が寄せられていたのですが、そんなことを考慮して12月10日ということにしようけれども、ちょっと考えてみると、12月10日というのはかなり寒い時期なので、ここら辺はどういうふうなことで考えられて12月10日にしたのか。

改めてお聞きをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 今回の中札内団地の改修につきましては、これまでより多い4棟の改修となっております。

移転先の確保も含め、まず6月上旬ぐらいまでに2棟に対する移転をしていただいて、まず2棟の改修を行います。

その改修が終わり次第、仮移転をしていただいた方には戻っていただく形を取りますが、その後、残りの2棟については、9月ごろに仮移転をしていただいて改修というような形になりますので、それぞれ期間が12月ぐらいまでかかってしまうということなのです。

一遍に4棟やっしまえれば、早いうちにできるということなのですが、去年もそうなのですけれども、去年は3棟改修をしまして、2棟は6月から始めて、1棟はちょっと遅れたということで、やっぱり12月の移転というふうになってしまっております。

この部分については、移転先の確保も含めて、若干やむを得ない部分があるのかなというふうに考えて計画を立ててございます。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 理由については分からないわけではないのですが、冒頭言ったように、お年寄りが入居していて、移転するのに非常に寒い中やるのは大変だということなので、例えば、先に内部の改修をして、寒くなってから屋根の方やるというのは時期的にどうなのかね。

そこら辺もあるのでしょうか、そういう声が住民として、泉団地のとき結構寄せられましたので、今後、内部改修に当たっては、できるだけその辺を考慮していただく中で、工期の終わりについては考えていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終わらせていただきます。

議案第40号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第40号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第41号 平成30年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第26 議案第42号 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第27 議案第43号 平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第28 議案第44号 平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第29 議案第45号 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第30 議案第46号 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第25、議案第41号から、日程第30、議案第46号までの平成30年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2,349万5,000円を追加し、総額を45億7,279万2,000円に調製したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ7万1,000円を追加し、総額を4億5,047万1,000円に調製したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ6,000円を追加し、総額を2億6,730万6,000円に調製したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2万1,000円を追加し、総額を6,722万1,000円に調製したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ9,000円を減額し、総額を1億2,279万1,000円に調製したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞ



れ8,000円を減額し、総額を1億9,679万2,000円に調製したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議ご決定くださいませうようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

**○総務課長（川尻年和君）** 平成30年度6月定例会の各会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の25ページをお開きください。

給与費明細書ですが、今回、補正における人件費について、まず、特別職については、議員報酬額引き上げの凍結に伴う減額を行っております。

また、共済費については、共済組合等負担率が下がっていますが、教育長の年齢要件により、今回、増額するものであります。

次に、一般職ですが、4月1日付の人事異動及び昇格などに伴う組み換えを行っていることや、共済費について、特別職同様に共済組合等負担率が下がっているため、共済費を減額するものであります。

次に、13ページをお開きください。

2款総務費、3項徴税費、2目賦課徴収費、備考欄56万8,000円の追加について、指定金融機関への口座等振替手数料の引き上げに伴い増額を行うものでございます。

併せて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計についても同様に共済費の減額と口座等振替手数料の増額を行うものであります。

これにより、特別会計の補足説明は省略させていただきます。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係ある特定財源について、併せて説明をいたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず、9ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、手数料97万2,000円の追加は、指定金融機関として公金出納事務に対し、職員の派遣に要する費用の一部を負担するため増額するものであります。

次に、12ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄400万円の減額は、ふるさと活性化基金の予算分について、寄付金の使途明確化を行うため、文化振興基金に組み替えを行うものであります。

併せて、歳入における特別寄付金についても組み替えを行うものであります。

次に、15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄、医療用備品231万2,000円の追加は、平成7年に購入した診療所の心電図記録機器が故障し、修繕が不可能であることから、機器の更新を行うものであります。

次に、17ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、畑作構造転換事業補助金135万2,000円は、種芋病害虫抵抗性品種の導入に伴う補助金の追加であります。

特定財源として、道補助金135万1,000円を追加しております。

次に、6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、委託料863万1,000円の

減額は、当初予算で牧場管理委託料に含んでいた発情検知機器の購入について、委託料から備品購入費に組み替えを行い、村が直接備品購入するものであります。

また、同款項目、説明欄、牧場用備品1, 263万3, 000円の追加は、先の発情検知機器の購入とフルオートラップマシンの導入に伴う追加であります。

フルオートラップマシンの導入については、当初、飼料保管庫を建設する予定でありましたが、実施設計を行った結果、地盤が軟弱であることが判り、当初見込んだ予算よりも大幅に建設費が増加することが分りました。

これを受けて、酪農家の皆さまと協議をして、飼料保管庫の建設を取り止め、屋外で保管することとしたため、ラップマシンの導入を取り進めるものです。

特定財源として、食と農業農村振興基金繰入金をフルオートラップマシンの導入に伴う追加した同額の400万2, 000円を追加するものであります。

次に、18ページをお開きください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、まちなかにぎわいづくり事業補助金500万円の追加は、現在2件の交付決定を行っており、今後、1件の申請が見込まれるため、追加するものであります。

特定財源として、商工業振興基金繰入金を500万円追加しております。

同款項、4目道の駅関連施設管理費、説明欄、修繕料107万5, 000円の追加は、カントリープラザの厨房内に平成16年に設置したクーラーが故障したため、機器を更新を行うものであります。

次に、21ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄、スケートリンク造成補助金64万円の追加は、スケート協会に対して、老朽化した散水車両更新及び清掃車両ブラシの修繕に伴い、補助金を増額するものであります。

同款項、4目国際交流推進事業費、説明欄、語学指導講師報償39万2, 000円の追加は、中学校における授業時数等の増に伴う増額であります。

22ページをお開きください。

同款項、5目スクールバス運行費、説明欄、修繕料108万9, 000円の追加は、スクールバスみどり号の点検時において不備が確認されたので、早急な修繕が必要なため増額するものであります。

23ページに移ります。

10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、環境整備貸金34万1, 000円の追加は、中札内小学校における学校林の枝処理を行うため増額するものであります。

同款項目、説明欄、一般備品43万円の追加は、教職員用パソコンが2台不足しているため増額するものであります。

24ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄、文化振興奨励事業補助金80万円の追加は、石見神楽保存会へ衣装購入に係る費用の一部を補助するものです。

特定財源として、文化振興基金繰入金を80万円追加しております。

同款項目、説明欄、文化振興基金積立400万円の追加は、先に説明したふるさと活性化基金からの組み替えによるものです。

それでは戻っていただきまして、8ページをお開きください。

18款繰越金で、29年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことが可能で

すので、歳入に見合う額として1,047万3,000円を追加し、調整するものであります。

以上で一般会計及び各特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 手数料の関係で、特別会計の補足説明も終わっておりますので、提案理由の説明を全部終わらせていただきたいというふうに思います。

これから6件を一括して質疑を行いたいと思います。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 最初の手数料、JAに振替手数料ですね。

それに対して各会計でそれぞれ、今回、手数料が発生するというところで予算化されております。

それで、今まではこの振替手数料は発生していなかったということで理解してよろしいのか。

それで、今回、1件当たりの手数料として幾ら支払うような形になるのか。

そして、それぞれの会計で、一般会計の部分では大体何件ぐらい。

これについてはもう本当にいろいろな振替内容があると思います。

住民税ですとか道民税ですとかいろいろ、ちょっと今言葉が出てきませんが、あと、それぞれの健康保険会計で、国民健康保険会計では、保険料の振替などがそれぞれあると思いますけれども、水道は水道で利用料の振替、それらがあると思いますけれども、それらすべて何件ぐらいあるのかということをお聞きしたいのと、あとは、今回はJAのみの振替手数料が発生したことが報告にもありましたけれども、今は村としてはほかの金融機関、例えば、信金ですとか郵便局、そういったところの金融機関に対しては振替の依頼はしていなかったのか。

もししていたとしたら、今後、そのような金融機関からの手数料も下さいというような話があるのかどうか。

それはそういう話題が出たときに、そのような内容が示されるのでしょうかけれども、そういった状況下について、ちょっとお聞きします。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** それでは手数料について、私の方から説明をさせていただきます。

まず1点目、今回の指定金融機関であるJA中札内から、手数料の変更等がございました。

その内容等件数についてまずご説明をいたします。

手数料は四つあります。

まず一つが、口座振替手数料。これは中札内村口座振替取扱要項というのがございまして、それに基づいて現行手数料をお支払いしています。

これは中札内村農協さんに対して、現行1件10円という決めになっております。

ただし、電算処理、フロッピーディスクによる口座引き落としのうち、各税、上下水道使用料等は無料ということになっております。

これを現行1件10円または無料のものを、1件30円として、今回予算計上しております。

これに関しては、一般会計では、7月からお支払いしますので、9カ月分1万1,000件を予想しております。

続いて、二つ目、口座振替勧誘手数料。これが中札内村農協店舗において、先ほどの村税等の口座振替の手続きをした場合の事務手数料ということになります。

これは、現在は無料ですが、これも1件30円。

9カ月間で60件を予想しております。

三つ目、窓口収納手数料、中札内村農協の店舗において、納付書による収納をした場合の事務手数料、これも現行は無料ですが、1件30円ということで、9カ月間で1,200件を予想しております。

四つ目、振込手数料、いわゆる村で行う伝票による支払いになります。

口座振替の方法で支払うときの事務手数料ということになります。

これも現行は無料ですが、1件30円。

9カ月間で5,250件を予想しております。

さらに、これは一般会計ですので、先ほどありました特別会計にもそれぞれこの手数料が計上されることになります。

まず、細かく言いますと、国保の特別会計では、口座振替手数料1,800件を予想しております。

口座振替勧誘手数料が20件、窓口収納手数料が370件。

同じく後期高齢者の方ですが、口座振替手数料が500件、口座振替勧誘手数料が20件、窓口収納手数料が100件。

介護保険の特別会計ですが、口座振替手数料200件、口座振替勧誘手数料10件、窓口収納手数料100件。

簡水の特別会計ですが、口座振替手数料が8,500件、口座振替勧誘手数料が30件、窓口収納手数料が900件、それぞれ9カ月間で予想をしております。

続いて、2点目ですが、JA中札内以外の金融機関の手数料になりますが、これはまず、口座振替手数料、ゆうちょの場合、フロッピーディスクで口座引き落としをするときに、1件10円。

それから、帯広信金は、フロッピーディスクでの口座引き落とし、またはそれ以外の口座引き落としの場合には、50円プラス消費税ということになっております。

続いて、口座振替勧誘手数料ですが、これは帯広信金の方で50円プラス消費税。

窓口収納手数料は、同じく帯広信金、50円プラス消費税。

振込手数料は、帯広信金が100円足す消費税。

それからゆうちょの方ですが、全国のゆうちょで使える用紙で行った場合に、1件30円ということになっております。

**○議長（高橋和雄君）** それぞれ手数料が発生するということですね。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 分かりました。

今まではかかっていなかったのが今度かかるということで理解してよろしいですね。

それで本当に、今、書ききれないぐらいの量がありまして、振替する内容によっていろいろ金額が違うということが分かりました。

それで、本当にやはり、これら今までは0円でこのような内容をやっていただいていたということでは、このような経費がこれからずっとかかるのかなど。

また、今の金融状況の中では、これで済むのかもしれませんが、これが悪化することによっては、また違った形が表れるのかなということが想像できます。

それで、今、JAについては分かりましたし、あと、郵便局と信金は今までも取引としてあったのか。

そして、取引をされていたのかいないのか。

あったとしたら、今までは何件ぐらいあったのかということをもう一度お聞きします。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** まず、ゆうちょの方ですが、村税等の納付を行う口座振替手数料ですが、フロッピーでの口座引き落としのときに1件10円で、フロッピーによらないものは30円ということで行っておりました。

30年度の当初の予算でいくと、ゆうちょのフロッピーが2,200件。

その他のところは40件という数字で、これは大体例年の額をもとに予算化をされていますので、その数字かなというふうに思います。

それから、振込手数料です。

ゆうちょの場合、全国のゆうちょで使える用紙で振り込まれたときに、30円かかるのですが、これは年間で大体1,000件を予定しているところであります。

それと、帯広信金になります。

帯広信金の方、口座振替手数料、フロッピー、それからそれ以外のもの1件50円足す消費税なのですが、これは年間4,000件を計上しております。

口座振替勧誘手数料、帯広信金ですが、年間80件。

窓口収納手数料、年間3,000件。

それから振込手数料になりますが、年間で2,000件、それぞれ帯広信用金庫の方で予想をしております。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 帯広信用金庫の関係です。

帯広信用金庫は、今、坂村住民課長の方から説明があったとおり、もともと口座振替についてはフロッピーディスクを使用した部分について10円という単価がもともと設定されておりました。口座振替。

昨年8月ぐらいに、帯広信用金庫の方から、振替手数料等の引き上げの要請が出されて、その部分については、十勝管内全市町村に対して、これは指定金融機関も指定代理金融機関として指定しているところも含めて全部なのですが、その手数料の引き上げ要請が各町村にされています。

それをもとに、最終的には個々の町村でその取扱い件数等によって単価を決めるということになったのですが、つまり十勝管内一律ということではなくて、それぞれの取引件数で単価を設定するということになったのですが、本村の場合については、先ほど説明しましたとおり、信金については50円、振替手数料。

信金も支払い行為はできますので、つまり各債権者に対する村の公金の支払いですね、これはできますので、その取扱手数料については1件100円と、プラス消費税ですから、計算すると108円ということになりますから。

それについては新年度の予算でもう予算化されておりました。

ですから、今、坂村住民課長が答えた30年度の当初予算に規定していたものというのは、その引き上げた後の予算が計上されていると。

それにプラス、今回、JAさんの方から要請があった部分については、単価が違いますけれども、当然これは指定金融機関であることかつ取扱件数の違いですね。

やはり取扱件数は多いですから。

そういう面で、最終的には単価は30円と。

信金と比較しますと50円と30円の違いと。それぞれ消費税を掛けますが。

そういうことで、今回、協議が整ったということになっています。

ですから、信金の件数というのは、もともと、今説明した件数というのは、30年度予算においては見込みの件数で計上しました。

何しろそれまでは一部しか料金を払っていなかったという部分がありますので。

そういう面では、件数は大体今言った件数だと思いますけれども、予算上の件数ということになります。

単価については、引き上げた後のものが初めて30年度の予算に計上されたと。

これまでも単価10円の部分についてはあったということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 分かりました。

本当にほかの金融機関にもたくさんの振込をしていただいたり、このことはやはり、いろいろな税ですとかいろいろなものの収納率アップにもつながることなので、やむを得ないことかなと思っておりますけれども、よりやはり、この振込手数料なり低い場所に移動してもらおうというそういうようなことも村としては必要ではないかと思っておりますので、今、やはりJAの指定金融機関の方がより安いわけですから、そこに移行してもらえるような内容をきちっと説明して、可能な人については、そういうようなことの努力をしていただければいいのではないかなと思っておりますので、私の意見としてお伝えいたします。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見として処理させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今の関連ですが、個々に詳しく単価については述べられまして、分かりました。

執行状況でも詳しく報告されているように、国の施策として低金利の金融情勢下ということでこういう影響が出てきているわけですが、これも致し方ない形なのかなというふうに思っています、私が聞きたいのは、職員の派遣に要する費用、これも手数料に入るのですね、一部ですから。

あるいはまた、口座振替諸々、今、答弁ありましたけれども、知りたいのは、この補正の計上なのですが、それらに要する全体の額というのですか。

一般会計あるいはまた特別会計含めて全体として、この関係で、足せば分かるのでしょうか、幾ら補正額が出てきているのかなと。

そこら辺を教えてもらいたいなというふうに思います。

それと、18ページのまちなかにぎわいづくりの中ですが、先ほど説明あったとおり、新規店舗施設整備事業で1件の補正を見ているということですが、支障ない限り、村内のお店屋さんなのか、人なのか、あるいはまた、村外者から相談を受けているのか。

ちょっと全然分からないものですから、支障のない限りで教えていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点は、22ページのスクールバスの修繕料108万9,000円かな。

みどり号を点検したら不備が出てきたから修繕の予算を計上するというのは、これは分かるのですが、もっと細かくどの辺を修繕するために100万円程度の補正をしたのか。

その3点について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは私の方から、スクールバスの修繕についてご説明申し上げます。

スクールバスの修繕ですけれども、この点検というのは2月下旬にスクールバスの点検を行ってございます。

この段階では、3月の補正予算にも新年度にも間に合わず、やむを得なく今回追加補正をするものです。

修繕の内容といたしましては、みどり号のエアコンの修繕でおよそ85万円。

そして、メインエンジン始動及び充電システムの修繕に24万円かかってございます。

合わせて約108万9,000円になります。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方からまちなかにぎわいづくり補助金の関係について、説明をさせていただきたいというふうに思います。

現在、村の方に相談が来ているのは、村内の事業者さんからでございます。

その村内の事業所さんが、今回、新たに飲食業を検討して新規店舗の整備を考えているということで相談を受けているため、今回500万円を追加するものです。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 手数料の関係です。

まず派遣に要する手数料97万2,000円。

口座に関する手数料、一般会計が56万8,000円、特別会計が40万7,000円、合計しますと194万7,000円。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） まちづくりの新規店舗ということですが、村内の人が新規店舗を出すということなのですか、大体場所はどの辺の相談があるのか。

支障がなければ。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まだ具体的なところまで、ちょっと業者の方と詰めていないというところもありますので、ちょっと具体的な場所については、今後また正式に村の方に話があり次第、またご説明をさせていただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 同じくまちなかにぎわいづくり事業で、今回、店舗改修事業で2件の申請があり、補助金の交付を決定したという説明があったのですが、この2件の方で、当初500万円ほど予算を見ていたと思うのですが、2件の方でほぼ使い切るという形なのか。

そしてまた、この2件の方の業種といいましょうか、そういったものを教えていただきたいと思っております。

あともう1点は、牧場の方ですが、発情検知器については委託料から備品購入の方へ振り替えたということで、ラップマシンと合計しまして1,263万円ということで、ラップマシンについては約400万円ぐらいでの購入ということで理解をしていいのかな

と。

その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

あと、当初、飼料庫を建てるということだったのですけれども、設計ができた段階で見積もったところ、かなり資材の高騰やら軟弱地盤のためにかなり高額になるという説明だったので、もし建てた場合に、どのぐらいの金額になるのか。

その辺もし分かれば教えていただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** それでは、はじめのまちなかにぎわいづくり補助金の関係ですけれども、現在、2件で空き店舗の改修事業、それと家賃助成、それぞれ賃貸ということですので、2件とも家賃助成を受けるということで交付決定をしております。

その部分で、2件で概ね150万円ほどの交付決定をしております。

今回、新規店舗ということで500万円を追加しますが、実質今、予算残額としては358万円ほど残っている形になりますけれども、この制度につきましては、既存店舗の改修事業の申請も想定していることから、350万円ほどは予算を残したまま事業の方は執行したいというふうに思っております。

2件の業種ですけれども、1件は自動車整備業になります。

そして、もう1件については、エステ施術業ということで、2件の業種の方から申請があったところでございます。

続きまして、牧場の関係ですけれども、今回、備品購入費でフルオートラップマシンの方を導入しようというふうに考えております。

導入の機械につきましては、400万2,000円ということで、こちらの機械を導入することで、ロールのラップが可能になり、保存も対応できるというふうに考えてございます。

当初、予定していました飼料保管庫の部分ですけれども、今回、実施設計の段階で概ね建設費が約3,700万円かかるということになりました。

それを踏まえて、酪農家さんなどと協議をする中で、今回、ラップマシンによる飼料の保管ということで判断をさせていただいたところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** ラップマシンを導入することで、飼料庫を建てるよりはかなり格安になるのですけれども、これはラップをしてあれば腐ることはないと思うのですけれども、冬期間、雪が降った場合に、本当に野積みの状態で利用するのに、そこでの従業員の方々が、その辺の雪の心配、毎回毎回雪降るたびに除雪をして、かなり作業的に大変ではないのかなというところもちょっと考えるのですけれども、その辺、その方法でやっているのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、まちなかにぎわいづくりですけれども、2件の申し込みで150万円ほどの助成ということで、あと残額については、今後出てくる可能性もあるので残しておきたいということによろしいですね。

あと、新規店舗の方については500万円を見込むというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** ラップによる飼料の保管の関係ですけれども、当初、D型倉庫の建設で検討していた際は、現在の指定管理者である農協さんと協議をしながら進めてき



た経過があります。

それで、今回、実施設計で約3,700万円ほどかかるといった段階で、今現在、指定管理、次の新しい指定管理のあり方について、酪農家さんの方とちょっと検討をさせていただいておりますけれども、その中で、酪農家さんとの協議の中で、ラップによる対応でも問題ないということで話をさせていただいて、その協議の中から、今回、ラップの方向ということで飼料を保管していくということを決めさせていただいたところでございます。

あと、まちなかにぎわいにつきましては、既存の350万円、今残っている予算残額につきましましては、この後出てくることを想定して予算を残すということで、新規出店の部分につきましては、建設費もそれなりの金額になることから、今回、補正で500万円を予算要求させていただいたところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 質問したとおりだということで理解してもらいたいというふうに思います。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** あと、発情検知器ですけれども、今回導入することになるわけですが、これを導入することによって、酪農家さんの利用料に跳ね返るとかそういったことは今のところはないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** 今回、発情検知器の方を村の負担ということで、村備品で導入をしますけれども、牧場の費用といいますか、利用者につきましては、昨年、新牛舎の建設の際に見直しをさせていただきまして、その建設費用、一部転嫁しているという一方で、各種機械の更新については、これまでも食と農業農村振興基金を活用して、更新の方を回ってきているといった現状がございます。

今回、村の一般財源といいますか、実質基金を用いながら、検知器の方は導入しますけれども、既存の牛舎あるいは各設備ともに、今老朽化がかなり牧場の方は進んでいるのが実情ですので、今年度、施設の現状ですとか、あるいは課題ですとか、そういったところを整理した上で、将来的な整備計画というのをもとめていく必要があるかなというふうに考えております。

利用者負担につきましても、その中で、全体的に整備をした上で検討を行っていく必要があるかなというふうに思っておりますし、昨年度の牧場運営審議会の方でも、財源確保について補助事業の活用、あるいは、受益者負担のあり方についても検討すべきであるというご意見もいただいておりますので、こういったところも、全体的な整備計画をまとめながら検討をしていきたいなというふうに思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 今のところは負担増にはしていないということですね。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

一つひとり討論をしていきたいと思っております。

最初に、議案第41号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、平成30年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第42号、平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号、平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

6月11日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

閉会 午後 2時03分